

臨床研修歯科医の皆様へ

東京都歯科医師会「準会員制度」のご案内

○平成 26 年 4 月 1 日、公益社団法人に移行しました。

本会は、公益社団法人の一員として集团的公衆衛生事業を通じ、東京都民の健康に寄与しています。また、都内にある地区歯科医師会と連携をとりながら、都民の皆様に対して出来得る限りの先進の医療を提供するよう協議を重ねており、地域の方々の健康を守るという大きな使命を担っています。



「いい歯いきいき 上野動物園行事」より

○臨床研修中に入会できます。(平成 27 年 4 月 1 日より)

会員種別	就業形態	入会金	年会費
第 1 種会員	診療所の開設者等	15 万円	5 万 6 千円
第 2 種会員	第 1 種会員診療所の勤務医等	15 万円	3 万円
第 3 種会員	歯科大学勤務者等	0 円	1 万 2 千円
準会員	歯科医師臨床研修中の歯科医師 (10 年在籍可)	0 円	2 千円

早めのご入会をお勧めします。

※**入会金の減額制度**：第 3 種会員が入会后 3 年を経ずに第 1 種又は第 2 種へ変更をする場合、1 年未満の場合は 13 万 8 千円、1 年から 2 年未満は 10 万円、2 年から 3 年未満は 5 万円になります。準会員が第 1 種又は第 2 種会員へ種別変更する場合は、在籍中に支払った年会費を差し引いた額になります。

※**年会費の減額制度**：準会員が第 3 種会員へ種別変更する場合は初年度年会費は、6 年分を限度として在籍中に支払った年会費を差し引きます。

会員種別	都歯 講習会	地区 講習会	都歯 HP	都歯 雑誌	選挙権 被選挙権	福祉総合 保険	医事 処理
第 1 種会員	○	○	○	○	○	○	○
第 2 種会員	○	○	○	○	○	○	○
第 3 種会員	○	○	○	○	○	○	×
準会員	○	△	○	×	×	×	×

○主な都歯の事業

総務：東京都総合防災訓練、身元確認研修

学術：在京 5 大学における卒後研修、学術講演会

公衆衛生：歯の衛生週間行事、8020・すこやか家族

医療管理：医療安全と歯科医院経営に関する資料の発行

医事処理：万一、医療事故が発生してしまった場合の解決

歯科相談：都民からの電話相談

医療保険：保険に関する資料の発行、講習会

福祉総合保険：万一の場合の生命保険、損害保険

厚生文化：厚生文化部、健康ウォーキング

調査：歯科に関する各種の基礎調査

広報：「東京都歯科医師会雑誌」、ホームページ

融資：入会金ローンなど有利な各種提携融資

教育：附属歯科衛生士専門学校 千代田区神田多町 2-11 歯科衛生士の養成と求人

東京都立心身障害者口腔保健センター：指定管理者として運営

歯科健保組合：会員とその家族、スタッフが加入できる有利な健保

関連団体：東京都学校歯科医会、東京都歯科医師連盟、55 地区歯科医師会



歯科医師会館での
各種講習会



専任教員と学生による
「歯みがきレッスン」

○入会すると講習会に参加できます。(平成 26 年度の実績から抜粋)

2014/06/29 ～ 2014/08/31	平成 26 年度 卒後研修	全 20 講座
2014/04/03 2014/04/10 2014/04/17 2014/04/24	がん患者歯科医療連携講習 2	がん化学療法、頭頸部放射線治療における 歯科治療と口腔ケア
2014/04/03 2014/04/10 2014/04/17 2014/04/24	がん患者歯科医療連携講習 3	がん緩和医療における口腔ケア
2014/05/15 2014/05/22	第 1 回周術期口腔ケア体制基盤整備事業「応用コース 研修」	周術期患者への口腔ケア
2014/09/04	地域における虐待対応力向上研修	児童虐待防止研修
2014/09/11	新規指定医療機関保険講習会	新規指定医療機関保険講習会
2014/10/01	平成 26 年度 第 1 回東京都歯科向けエイズ講習会	感染症の現状と歯科の対応
2014/10/19	平成 26 年度周術期口腔ケア体制基盤整備『基礎コース 研修』	がん治療総論と歯科口腔管理
2014/10/30	平成 26 年度関東信越歯科医師会審査委員連絡協議会 基調講演	平成 26 年診療報酬改定 その後の状況、今 後の課題について
2014/10/23	平成 26 年度東京都周術期口腔ケア体制基盤整備事業 『応用コース研修』	周術期患者への口腔ケア
2014/10/26	在宅歯科医療研修会①及び医工連携事業化推進事業意 見聴取会	歯科訪問診療の現状と関連器材への期待
2014/10/29	糖尿病予防講習会	歯周病と糖尿病の関係
2014/11/20	産業保健研修会	産業歯科の大切さ
2014/11/26	禁煙支援プログラム研修会	タバコと歯周病の関係
2014/11/27	在宅歯科医療研修会②	訪問診療はじめの一步
2014/12/07	平成 26 年度 生涯研修セミナー	健やかに生きるための歯科医療 ～歯をま もる、咬合をまもる～
2014/11/30	東京都周術期口腔ケア体制基盤整備事業『応用コース 研修』	周術期の口腔ケア
2014/12/03	平成 26 年度 第 1 回多職種向け食育支援講習会	歯と口の健康からはじめる食育支援
2015/02/08	平成 26 年度学術講演会	ノンメタル修復の今 保険から自費まで

○東京都歯科医師会の情報 ➡ <http://www.tokyo-da.org/>

これから開催される講習会へのお申込みは、本会ホームページをご覧ください。

※ご入会の連絡は、厚生会員係入会相談担当(TEL : 03-3262-4192)まで。



公益社団法人 東京都歯科医師会

〒102-8241 東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館 3 階

(JR・地下鉄「市ヶ谷駅」下車、徒歩 2～5 分)

TEL : 03-3262-1146 FAX : 03-3262-4199

(準会員用・H27. 3. 30 発行)

東京都歯科医師会「準会員」ご入会手続きの流れ

1. 臨床研修施設(病院)単位で一括して、準会員にご入会頂ける場合

① 本会総務課厚生会員係 (03-3262-4192) へご相談

- ・ 会員情報入力フォーマットの送信

厚生会員係担当・三觜(みつはし)
mitsuhashi-8020@tokyo-da.org



② 一括入会申請

- ・ 一括入会に関する公文書の送付
- ・ 臨床研修医データの送信



- ・ 年会費のお振込み
入会者数分を一括してお振込みください。

年会費 2,000 円 × 人数

〔振込先〕 三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店 (店番: 014)

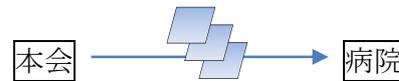
口座番号: 0192403

口座名義: 公益社団法人 東京都歯科医師会 準会員口 会長 高橋 哲夫

③ 本会理事会にて入会承認

④ 会員証等の一括送付

(会員用HPのID・パスワード等の連絡)



⑤ 講習会等へのご参加

<http://www.tokyo-da.org/> をご覧ください。



東京都歯科医師会
ホームページ

2. 個人でご入会される場合

① 入会申込書を送付

② 年会費 2,000 円をお振込み

(③以降は上記1と同じ。)



〔送付先〕

公益社団法人 東京都歯科医師会 厚生会員係

〒102-8241 千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館 3 階

TEL: 03-3262-4192 FAX: 03-3262-4199

※都歯ホームページからのご入会

➡ <http://www.tokyo-da.org/>

現在、入力フォーマットを準備中です。

講習会情報等、併せてご利用ください。



入会をお考えの方

公益社団法人東京都歯科医師会準会員規則

- 第1条 本規則は、歯科医師法第16条の2第1項に基づく臨床研修歯科医師のうち、本会の目的及び事業について賛同し入会した者(以下、準会員という。)について定める。
- 第2条 準会員の会員籍は、入会年度から起算して最長10年まで、若しくは住所および就業地を他道府県に移動した時までとする。また、診療所等の開設者又は管理者となった場合は、準会員の会員籍を失うものとする。
- 第3条 準会員としての入会手続は、歯科医師法第16条の2第1項に基づく、都内臨床研修施設での臨床研修期間中のみできるものとする。
- 第4条 準会員の入会金は、0円とする。
- 第5条 準会員の年会費は、2,000円とする。
- 第6条 準会員が第1種会員および第2種会員へ種別変更する場合の入会金は、準会員籍を有した間に支払った年会費を差し引いた額とする。
- 第7条 準会員が第3種会員へ種別変更する場合の初年度会費は、準会員籍を有した間に支払った年会費を差し引いた額とする。ただし、準会員籍6年間分までを限度とする。
- 第8条 準会員は、役員、代議員および補欠代議員の選挙権ならびに被選挙権は有しないものとする。
- 第9条 準会員は、会員籍を有する期間において、氏名及び住所、電話等の連絡先、就業先に変更があった場合、本会に届け出なければならない。また、準会員の名簿は公表しないが、準会員は都内の地区歯科医師会および他道府県歯科医師会への情報開示を許諾するものとする。
- 第10条 本会は、原則として、準会員へ東京都歯科医師会雑誌その他の配布物の配布をしない。
- 第11条 準会員は、本会が主催する研修会、講演会、イベント等へ、正会員と同じ条件で参加することができるものとする。
- 第12条 本会は、地区歯科医師会が主催する研修会、講演会、イベント等へ、準会員が地区会員と同じように参加できるよう、地区歯科医師会へ申し入れることとする。
- 第13条 準会員が第1種若しくは第2種会員へ種別変更する場合は、本会医事処理規則第9条に則り、医事処理負担金を支払うものとする。
- 第14条 準会員が正会員へ種別変更する場合は、本会福祉総合保険規則第9条に則り、福祉総合保険へ加入するものとする。ただし、第3種会員へ種別変更する場合はその限りではない。
- 第15条 この規則の改廃は、代議員会の議決を経るものとする。

附則 1. この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公益社団法人東京都歯科医師会定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(組織)

第3条 本会は、東京都を区域とし、本会で承認した歯科医師会および支部（以下「地区歯科医師会」という。）の会員ならびに準会員をもって組織する。

2 本会に、支部を置くことができる。

3 第1項の承認基準および前項の支部ならびに準会員に関する規則は、別に定める。

第2章目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、日本歯科医師会及び地区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる東京都の歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、歯科医療の確立、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生および予防医学の普及を図り、もって都民の福祉の向上と健康の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事項
- (2) 社会福祉増進に関する事項
- (3) 公衆衛生の普及ならびに予防医学の研究および普及に関する事項
- (4) 歯科医学および医術の進歩発達に関する事項
- (5) 災害等緊急時における都民、国民の口腔保健の確保に関する事項
- (6) 歯科医師の業権に関する事項
- (7) 医療制度の研究および歯科医業の合理化に関する事項
- (8) 歯科医師の研修に関する事項
- (9) 会員の健康増進を図り、地域における安定した歯科医療を提供する事項
- (10) 都民および会員への広報活動に関する事項
- (11) 歯科医療及び介護従事者の育成に関する事項
- (12) 障害者歯科医療に関する事項
- (13) 特定保険業に関する事項
- (14) その他本会の目的を達成するに必要な事項

2 前項各号の事項を実施するに必要な規則は、別に定める。

3 本会は、必要に応じ関係団体と提携して事業または事務を行うことができる。

4 第1項各号の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第1種会員、第2種会員、および第3種会員である正会員、ならびに準会員をもって構成する。

2 前項の会員の資格は1人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。

3 第1項の会員の種別に関する規則は、定款施行規則および準会員規則で定める。

4 第1項の会員のうち、栄誉の敬称である終身会員、名誉会員に関する規則は、別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 会員は、東京都内に就業所または住所を有する歯科医師でなければならない。

2 前条の会員になるうとする者は、日本で歯科医師の免許を受けた者、かつ、本会の目的および事業に賛同したもので、別に定める入会申込書に別に定める入会金を添えて、新たに所属した地区歯科医師会を経て、また、準会員にあっては直接、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 第1項の手続きは、定款施行規則で定める。
(会員の権利)

第8条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章に規定する代議員と同様に本会に対して行うことができる。

一 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

二 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）

三 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面の閲覧等）

四 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

五 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

六 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

七 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

八 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(会員の義務)

第9条 会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

2 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

3 入会金、会費及び負担金等の額は、代議員会において決め、定款施行規則に規定する。ただし、他道府県歯科医師会に入会していた者が本会へ入会を希望した場合の入会金については、「公益社団法人東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則」による。
(任意退会)

第10条 会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を地区歯科医師会を経て本会へ提出しなければならない。

2 退会した会員は、支払った入会金、会費及び負担金等の返還を受けることはできない。

(身分喪失)

第11条 地区歯科医師会又は日本歯科医師会の会員たる身分を失った正会員は、当該歯科医師会から本会に通知があったときから本会の会員たる身分を失うものとする。
(会費等の未納に伴う退会)

第12条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金等を支払わないときは、催告し、なお支払わないときは、理事会の決議をもって退会させることができる。

2 前項により退会となった者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、会員の資格を復すものとする。

3 本条の退会については、第13条第3項の規定を準用する。

(戒告・除名)

第13条 会員であつて、次の各号の一に該当する者は、戒告、会員の権利（法人法上の権利を除く。）の一部停止又は除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損した者

(2) 会員たる義務を怠った者

2 前項に規定する戒告、会員の権利の一部停止又は除名は、裁定審議会の決議、理事会の決議を経て、代議員会の決議を経るものとする。

ただし、代議員である会員の代議員たる資格の喪失については、第15条第1項による。

3 会長は前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会ならびに地区歯科医師会及び本人に通知する。ただし、準会員は直接本人に通知する。

4 本会から除名された者は、5年を経過した後、裁定審議会の決議を経た上で、理事会の決議を経て再入会することができる。

第4章代議員および補欠代議員

(代議員の選出)

第14条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

2 前条の規定により、選挙すべき代議員の数は、地区歯科医師会割として1名および選挙の年の1月1日現在におけるその会員70名毎に1名とし、端数が生じたときはその数が36名以上のときは1名を加えるものとする。ただし、70名未満の地区歯科医師会にあっては端数の取扱は認めない。

3 前項の代議員の数は、地区歯科医師会において合併または分離があつても、新たな選挙が行われるまではこれを増減しない。

4 代議員は、会員の中から、地区歯科医師会における選挙で選ばれることを要する。会員は、代議員の選挙に立候補することができる。

5 代議員選挙を行うために必要な規則は、別に定める。

6 第4項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

7 第4項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

8 代議員が欠けたとき又は事故があるときに備えて、補欠代議員を置く。

9 補欠代議員は、代議員が欠けたときに代議員となる。

10 補欠代議員は、代議員に事故があつたときに、その職務を代理する。

11 後任として選任又は選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

12 補欠代議員の数、選出方法及び資格

の喪失は、代議員の規定を準用する。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員会は、第13条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な理由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数の決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

なお、本項により代議員の資格を喪失した場合でも、当然には会員の資格は喪失せず、会員の資格については、第13条の規定に従う。

2 前項の他、代議員は、次の掲げる事由によって代議員の資格を失う。

- 一 第11条により会員の資格を失ったとき
- 二 地区歯科医師会の所属を変更したとき
- 三 辞任したとき
- 四 死亡又は退会したとき

第5章 代議員会

(構成)

第16条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 会員の除名
- 三 役員(「理事及び監事」を言う。以下同じ)の選任又は解任
- 四 会長及び副会長の選定又は解職
- 五 地区歯科医師会の承認
- 六 役員報酬等の額
- 七 事業計画及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- 八 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 九 定款の変更
- 十 解散及び残余財産の処分
- 十一 入会金の額並びに会費及び負担金等の額若しくは負担率
- 十二 裁定審議会委員・選挙管理委員会委員の選出
- 十三 日本歯科医師会代議員及び同予備代議員の選出
- 十四 その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会が付議した事項

(開催)

第18条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第19条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員会の招集は、開催前15日までに会議の目的たる事項、日時、場所を代議員に文書をもって通知しなければならない。ただし、書面による議決権の行使を認める場合を除き、緊急の場合は、期間を開催前1週間までに短縮することができる。

3 議決権を有する代議員の5分の1以上の代議員から会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

代議員会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第20条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で、出席代議員によって各1名を互選する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第21条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 代議員は、補欠代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった補欠代議員は、1名につき1個までしか、代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第22条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 会員の除名
- 三 監事の解任
- 四 定款の変更
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長、副議長及び当日議長の指名した出席代議員2名がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 役員及び代議員は、互に他を兼ねることができない。
- (役員を選任及び解任)

第25条 役員は、選挙規則に定めるところにより、代議員会の決議によって選任及び解任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職(会長、副会長、理事)毎に分けて行う。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 役員は、会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理し、業務を執行する。

3 副会長は3名以内とし、会長を補佐し、予め理事会で決めた順位により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任し、又は解任された時は、原則として補欠の選任を行うものとする。補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3 増員として選任された役員任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

(任期満了等における前任者の職務)

第29条 役員は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員等の報酬)

第30条 役員に対して、その職務の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

2 役員は、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、別に定める。

(責任の免除)

第31条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員(役員であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務分担の決定
- 三 理事の職務の執行の監督

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順位に従い、副会長もしくは理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)
第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章会計及び財産

(基本財産)

第37条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、代議員会が定めることができる。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び代議員会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第一号から第六号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時代議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号及び第六号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 役員の名簿
- 三 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理)

第43条 この定款に定めるほか、財産管

理および会計に関する規則は、代議員会の議を経て、別に定める。

第9章定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第48条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第10章公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

公益社団法人東京都歯科医師会 定款施行規則

第1章会員

(会員の種別)

第1条 定款第6条の第1種会員とは、診療所の開設者または経営者、官庁署、学校、病院等の部課医長(これに準ずる職を含む)以上の職にある歯科医師、法人診療所にあっては、代表者および従たる事務所の長、厚生施設の診療所にあっては代表者ならびに住所のみを有する本会で承認した歯科医師会および支部(以下「地区歯科医師会」という。)に所属する歯科医師をいう。

2 第2種会員とは、第1種会員の診療所に勤務し、地区歯科医師会に所属する歯科医師をいう。

3 第3種会員とは、医療機関ならびに同附属病院および公的医療機関等に勤務、または島しょ地区で開業する歯科医師で、支部に所属する歯科医師をいう。

4 定款第3条第1項および第6条第1項に規定する準会員とは、別に定める準会員規則により歯科医師臨床研修期間中に入会手続きを完了した歯科医師をいう。

5 本会会員は、日本歯科医師会会員にならなければならない。ただし、準会員は

この限りではない。

6 会員の種別につき特別の事情あるものについては、支部長または本会で承認した歯科医師会の会長の調査資料に基づき、理事会でこれを定める。

(入会申込書の記載事項)

第2条 本会に入会しようとする者は、次の事項を所定の様式による入会申込書に記入し、署名、押印の上、地区歯科医師会を通じて、また準会員にあっては直接、本会に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、生年月日、男女別、本籍地
- (2) 出身学校、卒業年月日、学位称号
- (3) 資格取得年月日、国家試験合格年月日
- (4) 登録年月日、登録番号
- (5) 職歴、保険歯科医指定年月日
- (6) 自己開業、所在地、名称、開設年月日、従業員数、電話番号
- (7) 勤務先所在地、勤務先名称
- (8) 所属歯科医師会もしくは支部名、または準会員である旨

2 入会申込書については、地区歯科医師会の会長の押印がなされていなければならない。(準会員は除く。)

3 本会に入会しようとする者に対しては、入会申込書に付き諸調査をなし、理事会の決議を経て適格と認められた者を承認し、会員名簿(第2号様式)に登録する。

4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、これを本人およびその所属地区歯科医師会に通知しなければならない。また、準会員については本人に直接通知する。

(記載事項変更の届出)

第3条 会員は、第2条の記載事項に変更を生じたときは、その所属地区歯科医師会を通じ、すみやかに、本会に届出なければならない。また、準会員については、本人から直接本会へ届け出るものとする。

(入会金・会費・負担金等の額、徴収及び納入)

第4条 会費及び負担金等は、定款第9条第3項の規定に基き他の規則に別段の定めのあるものを除き、所属する地区歯科医師会を経由して本会に納入するものとし、地区歯科医師会は、その所属する会員のために徴収して本会へ送金するものとする。また、準会員については、本人から直接本会へ納付するものとする。

2 定款第9条第3項に規定する入会金および会費の額は、次の該当各号に定める額とする。

- (1) 入会金別表第1に掲げる額
- (2) 年会費別表第2に掲げる額
- 3 終身会員は、理事会において承認された翌年度より会費を別表第3に掲げる額に減免する。ただし、特別会費および負担金等は、この限りでない。

4 会員から徴収した会費は、その額に100分の20以上を乗じて得た額を公益目的事業に使用する。

5 本会は代議員会において必要と認めるときに、会員から代議員会において定める額を特別会費として徴収することができる。

6 会員から徴収した特別会費は、その目的のための事業に使用する。

7 入会金・会費・負担金等の徴収、納入方法及び会費の減免手続等については、公益社団法人東京都歯科医師会財産管理及び会計規則で定める。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする者は、次の事項を所定の様式による退会届に記

入し、第2条の規定に準じ本会に提出しなければならない。

(1) 住所、就業場所、所属歯科医師会または支部名

(2) 届出年月日、氏名

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。また、退会以外の事由により会員の資格を喪失したときにおいても、会員名簿の登録を抹消する。

(会員の義務および権利)

第6条 会員は、本会の定款、規則および議決に従い、本会の伝統を尊重し、会務の運営に協力しなければならない。また、本会の諸会合に出席しなければならない(ただし、準会員はその限りではない。)

第7条 会員は、医道の高揚および歯科医師の品位保持に努めなければならない。

第8条 会員は、公衆衛生および歯科医療の向上をはかり、保健指導をなし、もって社会の福祉増進に寄与することに努めなければならない。

第9条 会員は、本会役員、代議員、補欠代議員および選挙管理委員に当選したときは、正当な理由のある場合の外、これに就任しなければならない。

第10条 会員は、業務に関する事項につき紛議を生じたときは、その調停方を、本会に依頼することができる。

第11条 会長は、会員の行為が定款第13条第1項各号の1に該当すると認めるときは、その調査書に証拠があるときはこれを添え、処分案に意見を付し、代議員会に提出し、その議決を求めなければならない。

2 前項の審議をなすにあたり、代議員会は本人に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、代議員会の議決を得たときは、これにより処分方を決定し、その決定事項を本人に通知するものとする。

4 会長は、会員を除名したときは、その会員を会員名簿から削除する。ただし、異議の申立があったときは、その事項が決定するまでは、会員名簿の削除を行わない。

第12条 会員は、定款第13条の規定による処分に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に本会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立があったときには、会長は速やかにこれを決定し、本人に通知するものとする。ただし、代議員会の議決に反する決定をしようとするときは、更に代議員会に付議し、その議決を経なければならない。

3 異議の申立および決定の手続に関する事項については、その都度理事会で定める。

第2章 歯科医師会の承認

(歯科医師会の承認)

第13条 定款第3条第1項に規定する本会が承認した地区歯科医師会とは、本会の定款に抵触しない定款で設立された東京都内を区域とする歯科医師会であって、本会の理事会において、次の事項につき審査し、相当と認めるときは、これを代議員会に付議し、その議決に基づき会長がこれを承認する。

- (1) 定款、規則、運営方針
- (2) 本会に対する協力的態度

2 前項により承認したときは、これをその歯科医師会に通知するものとする。

(承認の取消)

第14条 前条により承認した歯科医師会と本会との間に、前条第1項各号の事項につき、くい違いを来たしたときは、

代議員会の議を経て本会は、その承認を取消することができる。

第3章 支部

(支部の設置)

第15条 本会は、定款第3条第2項に規定する支部を本会事務局内に置くことができる。

第16条 支部に関する支部規則は、別に定める。

(支部の解散)

第17条 支部を解散しようとするときは、本会定款第45条の規定を準用してこれを行い、本会の承認を得なければならない。

第4章 選挙

(選挙の規則)

第18条 選挙に関する規則は別に定める。

第5章 代議員および補欠代議員

(義務)

第19条 代議員および補欠代議員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代議員の権能)

第20条 代議員は、代議員会に建議することができる。

第21条 代議員は、自己に関する事項の審議および議決には参与することができない。

第22条 代議員および補欠代議員は、役員を兼ねてはならない。

第6章 歯科に関係ある学校経営

(学校経営)

第23条 本会は、定款第5条第1項第1号の規定により、歯科に関係ある学校の経営に関する事業を行う。

2 前項に関しては、規則で別に定める。

第7章 表彰

第24条 本会は、歯科医事衛生の向上進歩のため貢献した者のうち該当と認められた者について、代議員会の議を経てこれを表彰する。

2 表彰に関する事項は、別に定める表彰基準による。

第8章 事務

(事務局の設置)

第25条 本会は、会務を処理するため事務局を設置し、職員を置くことができる。

2 事務局ならびに職員に関する規則は、別に定める。

第9章 雑則

(施行規則の変更)

第26条 この定款施行規則の変更は、代議員会の議決を必要とするものとする。

別表第1 (第4条第2項第1号関係)

会員種別	入会金の額
第1種会員	150,000円
第2種会員	150,000円
第3種会員	0円 ただし、入会后3年を経ずに種別変更をする場合、1年未満の場合は、13万8千円。1年から2年未満は、10万円。2年から3年未満は、5万円。
準会員	0円 ただし、第1種および第2種会員へ種別変更する場合は、在籍中に支払った年会費を差し引いた額。

※ 他道府県歯科医師会へ入会していた者が、日本歯科医師会における都道府県歯科医師会の会員籍を移籍して本会への入会を希望する場合、また、天変地異および有事等により、診療所の移転を余儀なくされた者が、日本歯科医師会における会員籍は移籍せず、本会への入会を希望する場合は、「公益社団法人東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則」による。

別表第2 (第4条第2項第2号関係)

会員種別	年会費の額
第1種会員	56,000円
第2種会員	30,000円
第3種会員	12,000円
準会員	2,000円 ただし、第3種会員へ種別変更する場合の初年度会費は、6年分を限度として在籍中に支払った年会費の差額分。

別表第3 (第4条第3項関係)

終身会員	4,000円
	ただし、次のいずれかの場合は会費を免除する。 (1) その年度末までに満80歳に到達した終身会員は、翌年度以降の会費を免除する。 (2) 傷病その他特別の理由により会費の納入が極めて困難な場合で、免除申請書、控除前の総所得金額300万円未満を示す所得(課税)証明書等、その他必要な書類は地区歯科医師会を通じて提出し、理事会が適当と認めた場合、1年度分の会費を免除する。 なお、会費免除の申請は、1年度分毎に行うものとする。

平成26年度 地区歯科医師会における講習会等の実績 H26.4～5月分 (平成26年度、全587件から抜粋)

no	2014.4.1～2015.3.31 セミナー名	研修会テーマ	主催者名	開催日	会場	講師名(所属)	研修コード	単位数
1	平成25年度第2回学術講演会	コンボジットレジンを用いた審美修復の実際	荒川区歯科医師会	2014/4/11	荒川区歯科医師会館	宮崎真至	2605	2
2	平成26年度4月保険講習会	平成26年度4月保険点数の改正について	荒川区歯科医師会	2014/4/4	荒川区歯科医師会館	稲葉孝夫	2104	2
3	平成26年度 第1回学術講習会	3M ESPE ダイレクトクラウン ハンズオンセミナー	江戸川区歯科医師会	2014/4/3	江戸川区歯科医師会館	3M派遣技工士と高橋英登	2603	2
4	平成26年度保険講習会	平成26年度保険改定の留意点について	四谷牛込南歯科医師会	2014/4/2	東京都南歯科医師会3F会議室	稲葉孝夫	2104	2
5	平成26年 学術講演会	最新メタルフリーレズレーションの臨床 ～New Concept メタルフリーマリテリアル～	町田市歯科医師会	2014/4/17	町田市歯科医師会事務所	高橋 英登	2603	2
6	保険講習会	平成26年度診療報酬改定について	北歯科医師会	2014/4/1	北歯科医師会館	稲葉孝夫	2104	3
7	平成26年度廻町歯科医師会第1回学術研修会	廻町歯科医師会	廻町歯科医師会	2014/4/8	廻町歯科医師会事務所	六川 健	2104	2
8	平成26年度廻町歯科医師会第1回保険講習会	廻町歯科医師会	廻町歯科医師会	2014/4/23	廻町歯科医師会事務所	六川 健	2104	2
9	平成25年度第2回保険講習会	平成26年度診療報酬改定について	世田谷区歯科医師会	2014/4/2	世田谷区歯科医師会館	小野沢真一	2104	2
10	保険講習会	保険改定について	荏原歯科医師会	2014/4/3	荏原歯科医師会館	小野沢 真一	2105	2
11	平成26年度 フッ素塗布事業説明会	26年度のすこやかちゃんフッ素塗布事業、事前説明会	港区麻布赤坂南歯科医師会	2014/4/11	みなと保健所	西辻直之 磯谷一宏 尾崎哲則	2107	2
12	平成26年度お口の検診 第2回説明会	お口の検診の事前説明	港区麻布赤坂南歯科医師会	2014/4/17	みなと保健所	西辻直之 磯谷一宏 尾崎哲則	2107	2
13	平成26年度お口の検診 第3回説明会	お口の検診の事前説明	港区麻布赤坂南歯科医師会	2014/4/21	みなと保健所	西辻直之 磯谷一宏 尾崎哲則	2107	2
14	保険講習会	保険請求の留意点	玉川歯科医師会	2014/4/4	玉川歯科医師会館	小野沢 真一	2104	5
15	平成26年度 第1回保険講習会	平成26年度 保険改定の詳細 疑義解釈	港区麻布赤坂南歯科医師会	2014/4/25	赤坂区民センター	小野沢 先生	2104	2
16	H26年度第1回口腔がん検診委員会講習会	見逃してはならない口腔粘膜疾患一週間口腔管理も含めてー	江戸川区歯科医師会	2014/4/11	江戸川区歯科医師会館	柴原 孝彦	2706	2
17	学校歯科医全体会	平成26年度中学校歯科医・幼保歯科医合同全体会	渋谷区歯科医師会	2014/4/9	渋谷区文化総合センター大和田学習室1	武田康夫	2108	2
18	第1回学術講演会	インプラント周囲炎の特殊性とその対応	渋谷区歯科医師会	2014/4/10	渋谷区文化総合センター大和田学習室1	松井 孝道	2609	2
19	平成26年度保険講習会	「平成26年度 保険請求における留意点」	日本橋歯科医師会	2014/4/7	日本橋社会教育会館	小野沢 真一	2104	2
20	平成26年度 第1回保険講習会	平成26年度改正について	江東区歯科医師会	2014/4/9	小松橋区民館	小野沢真一	2104	2
21	第1回 地域保健医療講習会	平成26年度改正について	大田区蒲田南歯科医師会	2014/4/14	蒲田南歯科医師会館	山崎 一男	2107	3
22	診療報酬改定について	診療報酬改定について	新宿区歯科医師会	2014/4/10	本会会館	村上恵一	2104	3
23	平成26年度 日歯大共催学術講演会	顎関節症のとりえ方・接し方「顎関節症 診断・治療のパラダイムシフト」	武蔵野市歯科医師会	2014/4/11	武蔵野市歯科医師会館	原 節宏	2802	2
24	千代田区三歯科医師会合同第二回口腔がん検診事業講習会	口腔がん検診の実施に当たって	千代田区歯科医師会	2014/4/11	日本歯科医師会館	大木秀郎 外木守雄 金子忠良	2110	3
25	歯科医療情報講習会	ホームページ活用法	江戸川区歯科医師会	2014/4/22	江戸川区歯科医師会館	北方 一郎	2113	2
26	平成26年度 生涯研修セミナー	心肺蘇生の技能を身に付けよう	三鷹市歯科医師会	2014/4/22	三鷹市駅前コミュニティセンター	荻田 欣孝	3098	2
27	京橋南歯科医師会4月例会	インプラントオーバーデンチャー	中央区京橋南歯科医師会	2014/4/16	京橋プラザ	阿部 二郎	2609	3
28	平成26年度廻町歯科医師会第2回学術研修会	廻町歯科医師会	廻町歯科医師会	2014/5/8	廻町歯科医師会事務所	六川 健	2104	2
29	第1回学術講演会	歯内療法専門医が伝える成功の秘訣	調布市歯科医師会	2014/5/21	調布市歯科医師会 小島町歯科診療所	澤田則宏	2503	2
30	介護予防講演会	地域包括ケアにおける医療の役割	調布市歯科医師会	2014/9/24	たづくり8F 映像シアター	西田伸一	2907	2
31	平成26年度 保険講習会	レセプト電子化説明会	国分寺市歯科医師会	2014/5/17	国分寺市歯科医師会館	小川 香・松崎 成典	2113	2
32	第1回 総合管理講演会(コミュニケーショントレーニングセミナー)	ちょっとだけ人を動かすコミュニケーションの達人	世田谷区歯科医師会	2014/4/16	世田谷区歯科医師会館3F	井上和	2199	2
33	日歯生涯研習	相続税改正の影響と最新事例	国立市歯科医師会	2014/4/16	国立市歯科医師会会館	木村 建	2199	3
34	平成26年度警察協力会議	トリアージ研修会	府中市歯科医師会	2014/4/19	府中市歯科医師会館	森川 健太郎	2106	2
35	平成26年度歯と健康のつどい講演会(午前)	口元からつくる健康～いつまでもおいしく食べよう～	調布市歯科医師会	2014/6/7	調布市文化会館たづくりむらさきホール	中村 陽一	2908	2
36	平成26年度歯と健康のつどい講演会(午後)	縄文人の歯並びと顔を取り戻そう	調布市歯科医師会	2014/6/7	調布市文化会館たづくりむらさきホール	馬場 悠男	2908	2
37	四水会	インプラント周囲炎について	東村山市歯科医師会	2014/4/23	東村山市歯科医師会事務所	鈴木康夫	2609	2
38	四水会	一般社団法人としての本会歯科医師会活動について	東村山市歯科医師会	2014/5/28	東村山市歯科医師会事務所	橋本健一	2112	2
39	四水会	東村山市の学校歯科保健について	東村山市歯科医師会	2014/6/25	東村山市歯科医師会事務所	小西勇人	2108	2
40	平成26年度第1回合同保険講習会	診療報酬改定	文京区歯科医師会	2014/4/23	LMJ研修センター	小野沢真一	2104	2
41	第1回 5市合同保険講習会	平成26年度 保険改定について	東久留米市歯科医師会	2014/6/26	成美教育文化会館 1F グリーンホール	稲葉孝夫	2104	3
42	平成26年度第1回学術講演会	歯科診療におけるアレルギー疾患	目黒区歯科医師会	2014/4/22	目黒区歯科医師会会館	今井 孝成	2402	3
43	H26保険講習会	H26年度社会保険診療報酬改定を受けて	文京区小石川南歯科医師会	2014/4/23	LMJ東京研修センター	小野沢 真一	2104	2
44	丸の内南歯科医師会平成26年度保険改定講習会	平成26年度保険改定講習会	丸の内南歯科医師会	2014/4/24	日本交通会館会議室	近藤純之	2104	2
45	第2回在宅歯科医療研修会	在宅(訪問)歯科診療の基礎知識まとめ	日本橋南歯科医師会	2014/4/22	日本橋南歯科医師会館 6階会議室	加藤 弘文	2907	2
46	平成26年度 医療連携研修会	在宅での緩和ケア	板橋区歯科医師会	2014/5/21	板橋区南歯科医師会館	小笠原一夫	2109	2
47	「すくすく子育て・長寿歯科健診」全体会	すくすく子育て・長寿歯科健診の実施要領について	葛飾区歯科医師会	2014/4/23	葛飾区南歯科医師会館	古宮秀記	2107	2
48	調布市医師会学術講演会	押さえておきたい高血圧診療の基本と落とし穴	調布市歯科医師会	2014/4/16	調布市医師会館	木村 健二郎	2401	2
49	学術講演会	咬合と歯内療法	小金井南歯科医師会	2014/5/20	小金井南歯科医師会事務所	小嶋 壽	2503	2
50	防災備品使用説明会	一新規ボートタブルユニット及びエックスショット(レントゲン)ー	調布市歯科医師会	2014/4/25	調布市歯科医師会事務所	小田切 勇男	2114	1
51	平成26年度妊産婦歯科健診・5歳児歯科健診講演会	「5歳児歯科健診の重要性とフッ化物応用の有効性」	中野区歯科医師会	2014/4/25	中野区歯科医師会館	黄木吉信	2107	3
52	平成26年度第1回保険講習会	平成26年度診療報酬改定の注意点	中野区歯科医師会	2014/4/26	中野区歯科医師会館	田上 樹里	2104	2
53	平成26年度 第1回 摂食嚥下研修会	食べることに関する患者に歯科は何かできるのか？	町田市歯科医師会	2014/4/26	町田市健康福祉会館	菊谷 武	2804	2
54	平成25年度 日本歯科大学校友会板橋支部 学術講演会	保険講習会	板橋区歯科医師会	2014/5/20	板橋区南歯科医師会館	倉田 武	2299	3
55	平成26年度 第2回 摂食嚥下研修会	食べる機能を評価する一何を見て、何をやるのか？	町田市歯科医師会	2014/5/17	町田市健康福祉会館	菊谷 武	2804	2
56	平成26年度 第3回 摂食嚥下研修会	口腔ケア性誤嚥性肺炎と言われないためにー本日から大丈夫なのか？その口腔ケアで…	町田市歯科医師会	2014/6/21	町田市健康福祉会館	菊谷 武	2804	2
57	日野市医師会共催日野市民講座	健康はさきいなお口から	八南歯科医師会	2014/5/24	ひの煉瓦ホール	大森司正嗣	2402	2
58	平成26年度日野支部学術講演会	ビスフォスフォネート製剤関連顎骨壊死の歯科での予防と対応	八南歯科医師会	2014/6/10	日野市民病院	片倉 朗	2402	2
59	第41回「調布在宅ケアの輪」定例会	認知症アクション・ミーティング②	調布市歯科医師会	2014/5/8	調布市文化会館たづくり12階大会議場	永田久美子	2501	2
60	第1回歯科臨床懇話会	これからの医科歯科連携	調布市歯科医師会	2014/5/15	武蔵野赤十字病院山崎記念講堂	道脇幸博	2403	2
61	調布市医師会学術講演会	便通異常の外來診療の秘訣	調布市歯科医師会	2014/5/14	調布市医師会4階大会議室	二神生南	2999	2
62	第1回 わたさき高齢者担当医・特養ホーム協力合同講習会	終末期医療と口腔ケア	大田区蒲田南歯科医師会	2014/5/21	蒲田南歯科医師会館	鈴木 央	2402	3
63	第6回在宅医療勉強会	地域包括ケアの展望と在宅医療	調布市歯科医師会	2014/5/19	調布市医師会4階大会議室	辻 哲夫	2804	2
64	第1回摂食・嚥下障害セミナー	とろみ剤は誤嚥予防に有効か？	調布市歯科医師会	2014/6/19	武蔵野赤十字病院山崎行動	道脇幸博	2804	2
65	平成26年度 訪問学術講演会	かかりつけ歯科医が実施する高齢者歯科治療と診療室を核にした訪問診療の始まり	四谷牛込南歯科医師会	2014/5/13	四谷牛込南歯科医師会館	植田 耕一郎	2199	2
66	平成26年度口腔保健センター摂食・嚥下研修会	一般歯科診療所での摂食・嚥下研修会	江戸川区歯科医師会	2014/5/15	江戸川区歯科医師会	植田 耕一郎	2104	2
67	平成26年度第1回協力医会	障害者歯科診療におけるヒヤリハット	江戸川区口腔保健センター	2014/5/29	江戸川区口腔保健センター	山崎 正義	2102	2
68	成人歯科健康診査説明会	成人歯科健康診査実施にあたっての留意事項	江戸川区歯科医師会	2014/5/30	江戸川区南歯科医師会館	宇田川義朗	2107	2
69	平成26年度 第1回講演会	訪問口腔ケア推進事業ならびに特養ホーム歯科医療協力事業システム他	世田谷区歯科医師会	2014/5/14	東京都世田谷区歯科医師会館	楳根知明 芹澤直記	2109	2
70	平成26年度 生涯研修セミナー	院内環境の整備	三鷹市歯科医師会	2014/5/27	三鷹南歯科医師会館	吉武利文	2199	2
71	平成26年度 生涯研修セミナー	パノラマ撮影の概念を变えるレントゲン装置	国立市歯科医師会	2014/5/21	国立市歯科医師会会館	櫻井 栄男	3101	3
72	第42回調布在宅ケアの輪定例会	認知症ケアについてみながら考えよう	調布市歯科医師会	2014/6/12	調布市市民プラザあくろす3階	永田久美子	2501	2
73	平成26年度 第11回歯科臨床懇話会	これからの医科歯科連携	調布市歯科医師会	2014/5/15	武蔵野赤十字病院 山崎記念講堂	道脇 幸博	2403	2
74	平成26年度第1回学術講演会	健康長寿に貢献する歯科医療 ～かかりつけ歯科医が担う口腔機能管理	荏原歯科医師会	2014/5/30	荏原歯科医師会館	片倉 朗	2403	2
75	平成26年度中野区成人歯科健診説明会・講演会(第1回学術講演会)	「歯科臨床のための機能解剖学」	中野区歯科医師会	2014/5/16	中野区歯科医師会館	阿部 伸一	2201	3
76	第1回医療管理講習会	いったい何が起きたんだ！	新宿区歯科医師会	2014/5/21	本会会館	砂田勝久	2401	3
77	平成26年5月学術講演会	口を閉じれば病気になる	国分寺市歯科医師会	2014/5/24	国分寺市エルホール	今井 一彰	2402	2

公益社団法人東京都歯科医師会準会員 入会申込書

(会員原票)

コード員		

定款及び諸規則につき了解の上、東京都歯科医師会に入会を申込みます。

申込日 平成〇〇年 〇月 〇日

フリガナ	トウキョウ タロウ			年齢	〇〇 歳
氏名	東京太郎 (印)				
生年月日	昭平 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	男 女		
フリガナ	トウキョウト チヨダク マルマルマチ				
連絡先住所	〒 〇〇〇-〇〇〇 千代田区〇〇町1-2-3 東京 都道府県 〇〇マンション101 マンション・アパート名				
携帯電話番号	090-1234-5678	TEL	03-1234-5678		
		FAX			
携帯電話アドレス	aaaa@docomo.ne.jp				
Eメールアドレス	aaaa@bbbb.ne.jp				

本籍(都道府県名)	東京都		
出身大学	都歯大学歯学部	学位	
	平成〇〇年 〇月 〇日卒業		
臨床研修施設名	都歯大学附属歯科病院		
臨床研修施設住所	〒 〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区〇町4-5-6 TEL 03-1111-1111		
歯科医籍登録番号	第12345号		
歯科医師免許証交付年月日	平成〇 年 〇月 〇日		
歯科医師法に基づく臨床研修開始年月日	平成〇 年 〇月 〇日		

※太ワク内は必ずご記入ください。

年会費は2,000円です。

未納の場合、本会定款第12条により、自動的に退会となりますので、ご注意ください。

(定款第12条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わないときは、催告し、なお支払わないときは、理事会の決議をもって退会させることができる)

<個人情報の取扱について>

東京都歯科医師会は、個人情報の保護に関する法令やその他の関連する規範を遵守し、個人情報を適正に取扱います。

東京都歯科医師会が収集した個人情報は、本会の業務上必要な所定の目的もしくは、それと合理的な関連性のある範囲内で利用します。

※都歯記入欄

入会日:	年 月 日
理事会承認日:	年 月 日

公益社団法人東京都歯科医師会準会員 入会申込書

(会員原票)

コード員	

定款及び諸規則につき了解の上、東京都歯科医師会に入会を申込みます。

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

フリガナ				年齢	歳		
氏名	Ⓜ						
生年月日	昭 平	年	月	日	性別	男	女
フリガナ							
連絡先住所	〒 都 道 府 県 マンション・アパート名						
携帯電話番号	TEL						
	FAX						
携帯電話アドレス							
Eメールアドレス							

本籍 (都道府県名)							
出身大学	年 月 日卒業					学位	
臨床研修施設名							
臨床研修施設住所	〒 TEL						
歯科医籍登録番号							
歯科医師免許証交付年月日	年		月		日		
歯科医師法に基づく臨床研修開始年月日	年		月		日		

※太ワク内は必ずご記入ください。

年会費は2,000円です。

未納の場合、本会定款第12条により、自動的に退会となりますので、ご注意ください。

(定款第12条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わないときは、催告し、なお支払わないときは、理事会の決議をもって退会させることができる)

<個人情報の取扱について>

東京都歯科医師会は、個人情報の保護に関する法令やその他の関連する規範を遵守し、個人情報を適正に取扱います。

東京都歯科医師会が収集した個人情報は、本会の業務上必要な所定の目的もしくは、それと合理的な関連性のある範囲内で利用します。

※都歯記入欄

入会日:	年	月	日
理事会承認日:	年	月	日